処　分　基　準

令和６年１１月８日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１２条の３
処 分 の 概 要	調査のための受診命令
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第５条第１項第３号～第５号（許可の基準）、第９条の１３第１項第１号（年少射撃資格の認定）、第１２条の３
処　分　基　準	法第４条若しくは第６条の許可を受けた者又は第９条の１３の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第５条第１項第３号～第５号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備　　考	